

大型汎用コンピュータオープン化事業に係る訴訟について

- 本市が、株式会社システムズ（以下「相手方事業者」という。）を相手として、平成 30 年 2 月に契約代金の返還等を求めて提訴した標記の訴訟は、本市と相手方事業者の双方が第 1 審判決（令和 6 年 2 月 29 日）を不服として控訴し、東京高等裁判所において控訴審での審理が行われてきました。
- 本件訴訟について、控訴審の判決期日が令和 8 年 9 月 30 日に指定されましたので、改めてこれまでの経過と状況等について御報告します。

1 訴訟における主な経過

(1) 契約の締結

本市では、国民健康保険、介護保険、税、住民基本台帳等の基幹業務システムを一般に広く利用されている最新技術により刷新する、大型汎用コンピュータオープン化事業を平成26年度に開始し、当該事業の一部である、定期のデータ更新や納付書等の一括作成等を行う一括処理システムの開発契約（以下「本件契約」という。）を相手方事業者と平成28年1月に締結しました。

(2) 開発の遅延

本件契約においては、福祉関係の業務に係るシステムの稼働時期を平成29年1月としていましたが、平成28年10月に、相手方事業者から開発が稼働予定時期に間に合わない旨の申出があり、本件契約の履行が遅延することとなりました。

(3) 本件契約の解除

本市は、相手方事業者と開発作業を継続しつつ、第三者の専門家で構成する検討委員会における遅延原因等の検討も踏まえ、相手方事業者と解決に向けた協議を重ねましたが、解決には至りませんでした。

さらに、稼働予定時期から約10箇月を経過しても、契約履行に向けた見通しが全く立たなかったことから、履行不能であると判断し、本件契約を平成29年10月に解除しました。

(4) 提訴

ア 本市は、相手方事業者に対して、本件契約の解除に基づく原状回復及び損害の賠償を求めましたが、相手方事業者はこれに応じようとしませんでした。

イ そのため、本市は、平成29年11月市会において、相手方事業者に対する訴えの提起について御議決をいただいたうえ、平成30年2月に、相手方事業者に対し、契約解除までに本市が支払った契約代金の返還と遅延により本市が被った損害に係る賠償等を求め、東京地方裁判所に訴えを提起しました。

ウ 一方、相手方事業者は、本市が訴えを提起する前の平成29年11月に、本市に対し、未払いの作業代金等（平成29年度第1期分）の支払を求める訴えを東京地方裁判所に提起しました。また、令和元年8月には、本件契約の範囲外の作業を行ったとしてその作業報酬等の支払を求める別訴も東京地方裁判所に提起しました。

これらの訴えは、本市が提起した訴えと併せて審理されています。

エ 令和6年2月29日に、東京地方裁判所において判決の言渡しがありましたが、本市と相手方事業者の双方が判決を不服として控訴し、東京高等裁判所において控訴審の審理が行われています。

2 訴えの内容及び第1審判決の概要

(1) 主な争点と第1審判決の判断

ア システム開発遅延の帰責性

相手方事業者の主張	システム開発を行う上で必要な情報の調査や資料・データの提供などの役割を京都市が十分に果たさなかった。
本市の主張	相手方事業者が本市の役割であると主張する作業には、契約又は開発中に形成された合意に基づき、相手方事業者の役割と定められているものが含まれており、本市の役割であるものは適切に対応している。
第1審判決の判断	・ システム開発を行う上で必要なファイルレイアウト情報の調査等はシステムズの役割であると言え、これらの業務の遅延が遅延原因となっている以上、<u>システムズの帰責性は相当程度ある</u>。 ・ 一方で、ファイルレイアウト情報等の調査に伴う業務量は非常に多かったと言え、システムズが独力で実施することは現実的でなく、京都市にも、信義則上、協力すべき義務があったと言うべきである。しかしながら、本件では実質的に独力で業務を行うことを求めていることがうかがわれ、この点が遅延の主たる原因の一つになったと言え、<u>京都市の協力義務違反に基づく帰責性も相当程度大きい</u>。 ・ 本件<u>システム開発の遅延の帰責性は、システムズ5割、京都市5割</u>である。

イ 契約に基づく作業範囲

相手方事業者の主張	行った作業の一部については契約範囲外の作業であり、そのことを京都市に説明しており、両者の協議の中で別途報酬を支払う合意があった。
本市の主張	相手方事業者が契約範囲外と主張する作業は、契約範囲内の作業であるうえ、本市は別途報酬を支払うという合意はしていない。
第1審判決の判断	システムズが契約範囲外と主張する作業はいずれも契約に含まれており、その <u>作業報酬の請求は全て理由がなく認められない</u> 。

(2) 双方の請求内容及び第1審判決の認容額

請求内容		請求額	第1審判決 の認容額
ア 本市	(ア) 契約解除までに支払った契約代金（既払金） の返還（平成27年度分、28年度分）	5. 1億円	1. 6億円
	(イ) 開発遅延による損害賠償金（※1）	28. 2億円	3. 0億円
	(ロ) 弁護士費用（上記(ア)(イ)の10%）	3. 3億円	0. 3億円
	計（①）	36. 6億円	4. 9億円
イ 相手方 事業者	(ア) 未払いの作業代金等（平成29年度第1期 分）	3. 1億円	1. 1億円
	(イ) 契約範囲外の作業報酬等（※2）	6. 1億円	0円
	計（②）	9. 2億円	1. 1億円
相手方事業者から本市への支払額（①－②）（※3）			3. 8億円

※1 開発遅延により生じた、従来システムの維持及び改修に係る経費や新システムの開発に係る追加費用等

※2 相手方事業者側で行ったテスト用機器の調達費用、テストのための調査・データ加工や、印刷帳票の移行、データの移行に関する作業の一部に係る報酬等

※3 別途、遅延損害金の支払い

(3) 第1審判決の認容額の算出根拠

ア 本市の請求について

(ア) 契約解除までに支払った契約代金（既払金）の返還（平成27年度分、28年度分）

京都市の契約解除の範囲は、平成28年度の第2期分以降に限って認められる。
京都市の帰責性は5割が相当であり、平成28年度第2期分及び第3期分の既払額から5割を控除した額（1.6億円）を認める。

(イ) 開発遅延による損害賠償金

いずれもシステムズの債務不履行と因果関係があるものの、次の割合で認める。

- ・ 一括処理システムの再開発はその後完了せず、令和2年9月にはオープン化事業について開発を中断していること等により、現行システム開発費、新システム開発費及び現行システム稼働延長に伴う保守運用費については約2割（5.3億円）。
- ・ オープン化と並行して開発していたシステムの開発費用については約5割（0.7億円）。

そのうえで京都市の帰責性は5割が相当であり、上記損害から5割を控除した額（3.0億円）を認める。

(ウ) 弁護士費用

上記(イ)の開発遅延による損害賠償金の認容額の1割（0.3億円）を認める。

イ 相手方事業者の請求について

(ア) 未払いの作業代金等（平成２９年度第１期分）

京都市にも帰責性があると言えるところ、本件システムの開発業務が中止された結果、システムズが平成２９年度第１期分の報酬を得られなくなったと言えることから、報酬相当額の損害を被ったと言える。システムズの帰責性は５割が相当であり、５割を控除した額に弁護士費用を加えた額（１．１億円）を認める。

なお、費用償還等その他の請求については認められない。

(イ) 契約範囲外の作業報酬等

認められない。

(4) 控訴の提起理由等

本件契約に基づく開発において、本市は、ファイルレイアウト情報の調査等に関し、必要な協力義務は果たしており、相手方事業者の責めにより開発の遅延が発生したことは明らかです。

第1審判決における責任割合の認定は、客観的な証拠に基づくものでなく、第一次的には、相手方事業者の業務の遅延が本件システム開発の遅延原因となっている以上、仮に本市に協力義務違反があったとしても、相手方事業者の帰責性は本市に比べて高いものです。

それにもかかわらず、第1審判決においては、帰責性の割合を相手方事業者と本市でそれぞれ5割とし、この責任割合に基づいて本市の請求額が減額されました。

そこで、第1審判決のうち、相手方事業者の請求を認容した部分及び本市の請求を棄却した部分の破棄を求めるため、東京高等裁判所に控訴しました。

なお、相手方事業者も第1審判決を不服として控訴し、東京高等裁判所において控訴審での審理が行われてきました。

3 今後の予定

令和8年9月30日 控訴審判決言渡し

※ 上告等の期限は、判決正本受領後2週間以内

(参考)

1 本件契約の主な内容

- 件 名 大型汎用コンピュータのオープン化に係る業務システム（バッチ処理）設計・開発等
業務委託
- 業務内容 福祉系システム及び住基・税系システムについて、運用保守も含めた設計、開発、テスト、プログラム及びデータの移行等の業務を行う。
- 契約日 平成28年1月15日
- 契約期間 平成28年1月16日～平成30年3月31日
なお、この期間中において、福祉系システムは平成28年12月末本番切替え（平成29年1月稼働）、住基・税系システムは平成29年10月末本番切替え（11月稼働）の予定とした。
- 契約金額 1,103,760,000円（税込）
- 選定方法 一般競争入札（低価格方式）

<参考>相手方事業者の会社概要

本社所在地	東京都品川区西五反田
設 立	昭和44年（1969年）
資 本 金	1億円
社 員 数	250名（令和6年7月1日現在）
事業内容 （契約当時）	コンサルティング、マイグレーション（レガシーシステム再構築）、ビジネスシステム構築、パッケージ導入&カスタマイズ、ITインフラ構築・保守・運用管理 等

2 これまでの経過

平成28年 1月	一般競争入札（低価格方式）の結果、相手方事業者と本件契約を締結
10月	相手方事業者から、福祉系システムの開発が稼動予定日（平成29年1月4日）に間に合わない旨の申出
平成29年 2月	学識経験者等の第三者の専門家で構成する検討委員会を設置し、遅延原因の究明と今後の最良の方策を諮問
6月	検討委員会が市長に調査報告書を提出
7月	相手方事業者に対し、①現在の契約金額の範囲内で完成させること（追加費用は支払わない）②遅延による本市の損害を賠償すること（金額については協議）③相手方事業者の負担において、本市の承認し得るプロジェクト管理業者の選任と開発体制を構築することを前提とする開発継続の協議に応じられるかの意向確認及び開発作業停止の申入れに係る通知書を送付
8月	・相手方事業者から、上記通知書の協議に関する条件をそのまま受け入れることは困難とする回答書を受領 ・相手方事業者と対面協議
9月	・相手方事業者と再度の対面協議 ・相手方事業者に対し、念のため、期日を定めて、納期を経過していた福祉系システムについての債務の履行を促すとともに、期日までに履行されなければ契約の解除を行うこととした催告兼解除の通知書を送付
10月	相手方事業者との本件契約を解除
11月	相手方事業者が本市に対し、作業代金等の支払を求める訴えを提起
12月	・支払った契約代金の返還と遅延により本市が被った損害に係る賠償を求める訴えの提起に係る議案を市会で議決

	・東京地方裁判所において第1回口頭弁論期日
平成30年 2月	本市が相手方事業者に対する反訴を東京地方裁判所に提起（相手方事業者の訴えと併せて審理）
11月	本訴訟について、調停に付されることが決定
平成31年 3月	調停手続の開始
令和元年 8月	相手方事業者が本市に対し、契約範囲外の作業を行ったとしてその作業報酬等の支払を求める別訴を東京地方裁判所に提起
9月	本市が反訴の請求額を拡張
令和3年 2月	調停手続の終了（調停不成立）
6月	訴訟手続の再開
令和5年 1月	裁判所から和解協議の提案
3月	訴訟手続を継続（和解協議に進まず）
10月	東京地方裁判所において弁論が終結（結審）
令和6年 2月	・判決言渡し（2月29日） ・相手方事業者が控訴を提起
3月	・控訴の提起に係る議案を市会で議決 ・本市が控訴を提起
令和7年 1月	東京高等裁判所において控訴審の第1回口頭弁論期日
12月	裁判所から和解協議の提案
令和8年 3月	訴訟手続を継続（和解協議に進まず）
6月	東京高等裁判所において控訴審の弁論が終結（結審）
9月	控訴審判決言渡し（9月30日）